



## 新型コロナウイルス感染症に係る労災請求について

### ～積極的な労災請求及び事業場を通じた労働者への請求勧奨を～

労働者の方が新型コロナウイルスに感染し、療養や休業が必要となった場合などには、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となるところです。

具体的には、感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となり、また、感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

つきましては、労働者の方が、業務により新型コロナウイルスに感染した場合におきましては、各事業場において、労災保険に係る説明、請求の勧奨などを適切に行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、請求にあたりましてご不明な点がございましたら、愛媛労働局労働基準部労災補償課又は最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

また、厚生労働省ホームページにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求についてのQ & Aや労災認定事例などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

#### 【新型コロナウイルス感染症に係る労災請求についての問い合わせ先】

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ○ 愛媛労働局労働基準部労災補償課  | 電話 089-935-5206 |
| ○ 松山労働基準監督署労災第一・二課 | 電話 089-918-2461 |
| ○ 新居浜労働基準監督署労災課    | 電話 0897-38-2791 |
| ○ 今治労働基準監督署労災課     | 電話 0898-32-4560 |
| ○ 八幡浜労働基準監督署労災課    | 電話 0894-22-1750 |
| ○ 宇和島労働基準監督署労災課    | 電話 0895-22-4655 |

#### 【新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省ホームページ】

厚生労働省 コロナ Q & A

- 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

- 新型コロナウイルスに関するQ & A（労働者の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)